

議案第108号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(減免)</u> <u>第4条 市長は、災害復旧のため特に必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</u>	
第5条 [略]	第4条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。